

## 校正サービスに関する確認事項

### 1. 作業受付ならびに作業開始後の中止および作業自体の取り消し

ご依頼の内容が、以下に記した事項に該当する場合は、弊社の判断でご依頼をお受けできないことがあります。また受付後にお受けできないことが判明した場合はご依頼自体を取り消すこともございます。

- ✓ ご依頼品の修理・校正の対応期間が終了している場合
- ✓ ご依頼内容が、弊社が提供可能な校正の範囲を超えている場合
- ✓ ご依頼品の状態が著しく劣化あるいは損傷しており性能の回復が困難と判断した場合

### 2. 依頼内容の変更

ご依頼内容が、弊社が提供可能な校正の範囲を超えている場合、弊社からはご提供可能な校正の範囲を明示いたします。お客様がご依頼内容の変更を希望される場合は、新たにご依頼内容に基づき「作業依頼書」を修正の上、ご提出ください。弊社は修正された「作業依頼書」の受領をもってご依頼の変更を受け付けます。

### 3. 機密保持

お客様からいただいた情報、および弊社が校正結果を含む校正サービスを提供する過程において得られた全ての顧客情報は、第三者に開示することはありません。お客様の情報について開示が必要となる場合は、お客様の同意に基づき行います。

### 4. 顧客情報の取り扱い

お客様からご提示いただいた顧客情報は、ご依頼の校正を実施する上で必要となる以下の目的に利用いたします。

- ✓ ご依頼に関わる問い合わせ
- ✓ ご依頼品の引き取り・納品、およびそれに伴うご案内あるいはご連絡
- ✓ 認定校正サービスの提供に伴う決済処理
- ✓ 認定校正サービスの向上において実施する顧客満足度調査

### 5. 適合性の表明

校正完了後に提出する校正証明書および校正レポート（Outgoing, Incoming）には、国際文書 ILAC-G8:09/2019 'Guidelines on Decision Rules and Statements of Conformity'を参照した適合性の状態が表示されます。（図 1 参照）校正結果が適合（合格）している場合“Pass”は表示されず、未表示になります。

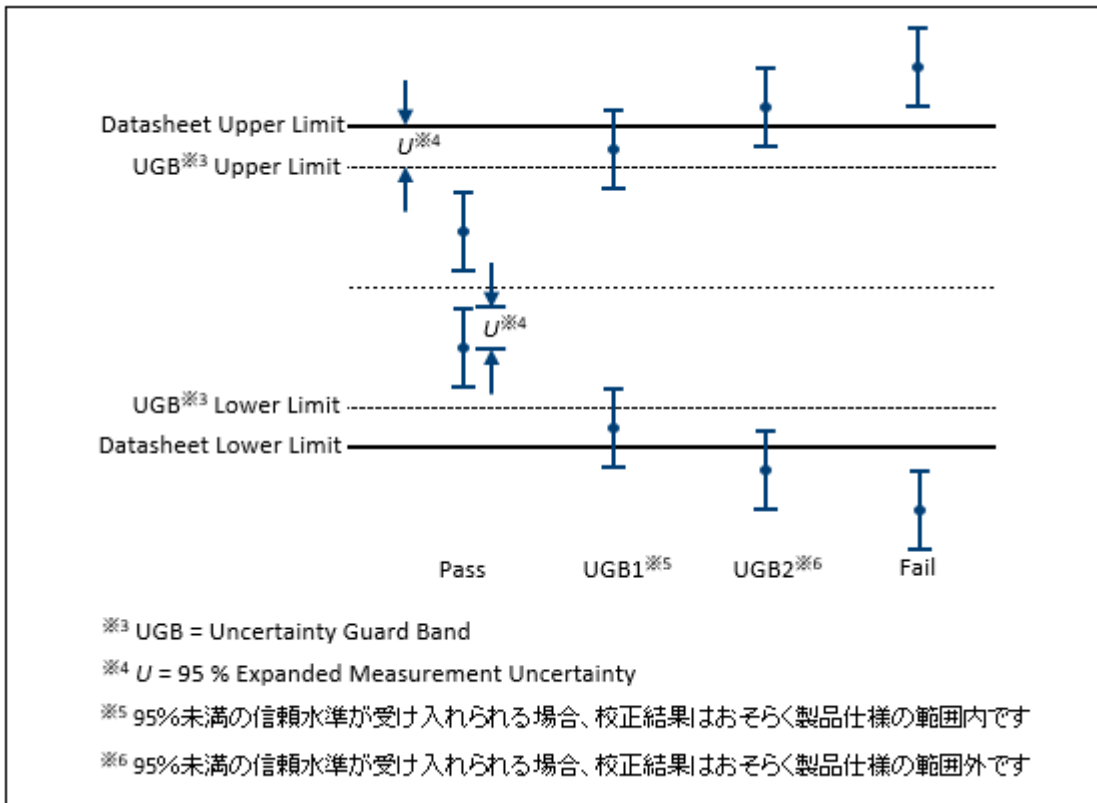


図 1

図 1 から製品仕様に対して適合（合格）していると判断できる校正結果は“Pass”のみです。“UGB1”については、校正推定値はデータシートの限界値より内側にありますが、不確かさの大きさを考慮した場合、データシートの限界値を超えているリスクが存在します。そのため弊社が提供する校正証明書および校正レポートに UGB の表記がある場合は、製品を使用されるお客様自身が測定で必要とする確度・精度を確認し、使用を許容できるかの判断が必要となります。

なお、不確かさの大きさが製品仕様の限界値を超える校正結果については、図 1 に則った適合性の合否判定は行えません。